卒業論文

「インターネット社会と著作権保護政策」

　田丸恵太郎

1. はじめに

　近年、急速にインターネットは発達して来た。日常生活の中でも、インターネットで情報をやりとりするのが当たり前になってきた。そして、今やインターネットは私たちの暮らしになくてはならないものとなってきている。発達したインターネット技術により私たちの暮らしはとても便利になった。大容量のデータも高速で送受信できるようになり、音楽や映像などをダウンロードして楽しむ人も多くなっている。家にいながら買い物ができたり、遠く離れた人とコミュニケーションが取れたりとインターネット技術の発達により出来るようになったことは多い。

しかし、その利便性の反面弊害も生じている。インターネットの匿名性を利用してネット上の掲示板に人の中傷を書き込んだり、クリックしただけで料金を請求する詐欺が起きたりとネット犯罪が増加してきている。また、インターネット上には、音楽や映像などを製作・演奏した人々の権利（「著作権」など）を侵害して断りなく違法にコピーされたものが数多く出回っている。

　本論文ではこれらの問題のうちの著作権侵害について著作権法はこの問題に対し有効な働きをしているのか、また著作物を保護するためにとられている政策などを取り上げていきたい。

目次

1. はじめに
2. 著作権法・著作物とは

1-1　著作権法・著作物とは

1-2　ベルヌ条約

1-3　著作権法の歴史

1-4　著作権法を取り巻く環境の変化

1. 著作権侵害とは

2-1著作権侵害とは

2-2音楽の著作権侵害

1. 著作権侵害の影響

3-1 市場の圧迫

3-2　現状の著作権制度の問題点

* 1. まとめ
1. 著作権法・著作物とは

1-1　著作権法・著作物とはなにか

本章では著作権法について概略的に触れる。著作権とはどのような仕組みで成り立っていて、どのような効果を生むのか、一般的な著作権のルールをみる。

著作権法は「著作物の作者にその独占的使用権を与える」ことを認める法律である。この独占的使用権を与えることで著作物の創作者である著作者の利益を保護している。経済学的にみれば、「独占」という行為は社会的厚生を減退させてしまうので排除すべきものとして考えられている。それにもかかわらず、独占が認められているのは、著作物が純粋公共財という特別な財であり、また、保護をしなければ著作物を創作する意欲が生まれないので、生産者に特別な権限を与えている。

著作権は、著作財産権と著作人格権の二つに大別される。著作財産権とは、作者に著作物の独占的利用を許可する権利で、著作権を持たない人が著作物を著作者の許可なく使用、複製、転載することを禁止するものである。また、著作財産権は移転可能である。一方の著作人格権とは「著作者は、その財産的権利とは別個に、この権利が移転された後においても、著作物の創作者であることを主張する権利及び著作物の変更、切除その他の改変又は著作物に対するその他の侵害で自己の名誉又は声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利」のことである。具体的には、公表権、氏名表示権、同一性保持権などが挙げられる。

著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」をいう。著作者の内心にとどまっている思想・感情は著作物ではなく、著作物になるためには、それが表現されなければならない。つまり、考えたり思ったりしているだけでは著作物としては見なされず、形にしなくてはならないというわけである。逆に、表現された物であっても、それが思想・感情を表現したものでなければ著作物ではない。「創作的」とは、著作者の個性が表れていればよく、必ずしも芸術性は必要でない。したがって、例えば小学生が描いた絵であっても、そこに個性が出ていれば著作物となり、小学校の先生がその小学生から許可を得ずに無断でその絵を利用した場合、著作権侵害ということもありうるということである。

1-2　ベルヌ条約

　著作権の保護に関する規則は国際的な条約で定められている。世界各国が協議し定めた条約を推進することにより、著作物が国際的に同一の基準で保護される環境が整った。今、スマートフォンの普及などにより以前にも増してインターネットが手軽に楽しめるようになったことによりグローバル化が爆発的に進んでいる。それにより、情報の流動化が進んでいる現在では、ひとつの国で著作権が守られないことが致命的な損失につながる場合がある。したがって、これらの条約は現代において必要不可欠なものであることはいうまでもない。

その国際的な著作権の大枠となるルールを定めているのが、1887 年に発効されたベルヌ条約（正式名：文学的および美術的著作物保護万国同盟創設に関する条約）である。100 年以上も前に発効されたこの条約は、著作権を取り巻く環境の変化に合わせて改正がなされ続けている。この条約の特徴として、以下の2つが挙げられる。

**著作物の保護期間を定めていること**

この条約では加盟国がとるべきであるとする著作権の保護期間の基準を定めている。その加盟国が保護すべき著作権の保護期間は、著作者の死亡から50 年とされている。ただしこれは最低限の基準であり同条約はそれよりも長い保護期間であればその保護期間を認めるとしている。つまり、保護期間が50年の国があったり70年の国があったりと50年以上であれば各国で保護期間がばらばらである可能性もあるわけだ。また、写真の著作物および応用美術の著作物の保護期間は、各同盟国が独自に定めることができる。ただし、保護期間は著作物の製作時から25 年より短くしてはならないという最低限の基準がある。

　**無方式主義を採用していること**

著作権の発生には方式主義と無方式主義の二つがある。本条約ではその内、後者が採用されている。

無方式主義の中では、著作権の行使において登録や著作権の表示などの方式を求めずに著作物の独占的使用権が認められる。つまり著作権は、著作物が創作された時点ではっせいするというわけだ。アメリカは長い間方式主義であったが、1989 年に無方式主義に転換した。現在では先進諸国はすべてこの方式を採っている。この2つの制度的特徴は、著作権のラテン的概念に由来するものである。著作権の保護期間が「著作物の作者の生存期間と死後50 年間」という長さは、著作権は著作者に付帯するもので、著作者本人およびその子孫2 代が生存しているまで権利を保護するために必要な期間であるといわれている。そして無方式主義は、創作したものによって利益を稼ぐことができるか否かは関係なく当然守られるべき権利であるので、届出をすることなしに発生する権利であるとして採用されている方式である。

1-3　著作権法の歴史

　日本の近代的な著作権法は1899年3月4日に法律第39号として公布され、同年7月15日から施行された。その時施行された著作権法は、現行のものに比べれば単純なものであったが当時の国際的な基準は満たしたものであった。明治時代初期にも版権に関する諸法令は存在していたが、それは、著作者の保護というより、公益の保護に重点を置いたものだった。その後、1887年には版権条例、脚本楽譜条例、写真条例が制定される。また、1893年には版権条例に代わり版権法が制定され、1899年にはそれまでの版権法等に代わって著作権法の制定となった。当時の日本は長い鎖国が続き開国した後、近代的法治国家として、さまざまな法制度を整えつつあったころである。

　1899年の著作権法も、20世紀の後半ともなると著作物の利用形態の変化などへの対応を迫られ、1970年に全面的に改正されるに至り、同年5月6日新著作権法として公布された。そして、その後の1971年1月1日から施行されている。この新著作権法が現行の著作権法である。したがって、1899年に公布されたものは旧著作権法または旧法と呼ばれる。

1-4　著作権法を取り巻く環境の変化

著作権法は、普遍的な面と可変的な面を持ち合わせている。小説を読んだり音楽や美術を鑑賞したりするなどの著作物にアクセスする行為や、著作物を作成する行為は人類にとって普遍的な行為と言える。しかし、著作権法は著作物へのアクセスについては、著作物を伝達する者に対してその権利を保護している。その一方で、著作物を作成する行為については、著作権法は創作者である著作者を保護し、著作者の権利について規定を設けている。このように、著作権法は人類の普遍的な行為に関与しているという点で、普遍的な一面があるといえる。

さらに、著作権法は可変的な一面も持ち合わせている。映画、CD,テレビ放送デジタル技術、ネット通信など、昔は存在しなかった技術が著作物にも新しい利用形態を与え、これにビジネスも加わることにより、著作権や著作隣接権はその内容を変えてきた。著作物を利用する新しい技術が生み出されていく中で、著作権法はその動きに合わせ徐々にその姿を変えているのである。このような可変的な面も著作権法の特徴であるといえる。

・ デジタル化

今まで著作物は物に憑依させる形で流通をおこなってきた。すなわち、文字の情報は印刷物・書物に載せられることでしか人の目に触れることはできなかった。同様に音楽は、以前は演奏会など生の音楽としてしか楽しむことができなかったが、レコードという記録媒体が発達し、レコードプレーヤーがあればどこでも音楽を楽しむことができるようになった。音楽も記録媒体を通じて流通していた。だがしかし、『デジタル化』という、情報そのものを流通させる技術が発達し、物質を介する必要がなくなった。かつて書物によって流通していた文字情報も、レコードによって流通していた音情報も、0 と１という２進法によって表すことができるようになった。デジタル技術はさらに発達し、昔はフィルムやＶＨＳに記録される情報として流通していた映像も、デジタル化された。デジタル化によって物質を介さずに著作物を流通させることで、複製が容易になった。かつては書物を複製するときには一字一句手で写すという膨大な作業が求められていた。そして印刷技術が発明され、複製に画期的なイノベーションがおき、書物の複製は印刷機があれば容易に可能になった。また同時に著作権の概念ができあがった。そしてさらに書物に記載されていた文字情報はデジタル化され、膨大な情報処理能力を持ったコンピュータが普及したのとあいまって、だれでも簡単に複製できるようになった。

・ インターネットの発達

デジタル化とともに著作権に大きな影響を与えているのは、インターネットの普及である。インターネットはデジタルなデータを高速で伝達することで、離れている距離の関係無しに情報を伝達させるのを可能にしている。これにより複製された著作物は、消費者間で取引されるようになった。これにより消費者は、著作物の作者と同等の生産力を持つことになった。それを象徴する現象がウェブ2.0 とよばれるものである。提唱者Tim O‘Reilly によれば、ウェブ2.0 とは「ユーザー発信により情報が集められていく新しいウェブのかたち」である。2006 年に全世界で一躍有名となったYouTube は、ユーザー発信型の動画共有サービスである。ユーザーは自分の持つ動画をサイト上に自由にアップロードすることができ、その動画はインターネットをつなげる人なら誰でも見ることができる。この革新的なサービスは、消費者に便利な映像の閲覧手段をもたらすとともに、同時に致命的な問題も引き起こした。著作権によって保護されている映像も著作者の許可なしに共有されてしまったのである。消費者は家庭用テレビレコーダで録画したテレビ番組の一部分を切り抜き、アップロードした。このように著作物がデジタル化されたデータとして自由に流通するインターネット上では、消費者は著作権者が誰かに関係なく、著作権によって守られている映像などを楽しむことができる。このときの問題は、映像を見るための対価は著作権者に支払われることはないことである。（YouTube 上での映像の視聴は無料である。）

　２.著作権侵害

２-１　著作権侵害とは

著作権侵害とは、著作権の目的となっている著作物を、著作権の独占排他的効力が及ぶ範囲で利用する行為であって、その利用について正当な権限を有しない第三者によって行われるものをいう。また、著作権侵害には該当しないが、著作権者の経済的利益を害するような特定の行為が著作権侵害とみなされることがある。また著作権には、存続期間があり存続期間を満了した著作物は著作権が消滅する。著作権が消滅した著作物については、著作権侵害は成立しない。著作権には以下のような効力が及ぶ範囲が法律によって定められている。

・著作物を複製する行為、著作物を公に上演・演奏する行為、著作物を公に上映する行為、著作物を公衆送信する行為、公衆送信されるその著作物を、受信装置を用いて公に伝達する行為、言語の著作物を公に口述する行為、美術著作物または未発行写真著作物を、これらの原作品により公に展示する行為、映画著作物を、その複製物により頒布する行為、映画著作物において複製されている著作物を、当該映画の著作物の複製物により頒布する行為、著作物をその原作品または複製物の譲渡により公衆に提供する行為、著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する行為 著作物の翻訳、編曲、翻案等により、2次的著作物を作成する行為などである。

インターネットの中で言えばアーティストの楽曲を勝手に掲示板に貼ったり、ドラマやアニメなどの動画を張ったりする行為が著作権侵害にあたる。これは著作権侵害の著作物を公衆送信する行為にあたる。

しかし、著作物の利用促進等への配慮から、著作権の効力は制限されるのが通例で、私的複製、引用、非営利無報酬無対価演奏などの態様により著作物を利用する行為に著作権の効力は及ばない。

映像著作物については、製作会社の企画のもと監督、カメラマン、美術担当等の多くのスタッフが関与し、著作権関係が極めて複雑になるので、著作権法第16条により、著作者は監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に 寄与した者であると規定され、第29条によりその著作者が映画会社にその映画の製作に参加することを約束しているときは映画会社が著作権を持つ旨が規定されている。従って、映画の場合、著作者と著作権を持つ者は別の人になる。テレビ番組の場合は、テレビ局の職員が業務として番組を作る場合（職務著作の場合）はテレビ局が著作者であり著作権者となるが、テレビ局が外部のプロダクションに委託して番組を制作する場合には、著作権はプロダクション側が持っている場合がある。また、映画・テレビ番組いずれの場合も、ドラマ性のあるものなら原作となった小説などや脚本、使われた音 楽等にはそれぞれ映画会社やテレビ局やプロダクションと別個に脚本家、作曲者等の著作権者が関係してくる。ネットワーク上で映像著作物を利用するのは、これらの著作権者の許諾を得る必要があるが、実態的には全ての権利者の許諾を得ることは不可能であるといえる。
　なお、映画やテレビ番組の一場面だけを静止画像として利用する場合には、そんなにシビアに考えなくてもいいのではないか、というのが多くの人の感覚かもしれないが、過去の判例等を考慮すると、静止画像を使う場合だけでも映画会社やテレビ局の許可は必要であると考えられる。（さらに俳優が映っていたりする場合は、 肖像権の関係から、その俳優の所属事務所の許諾も必要になる）。

マンガなどに登場するキャラクターは、親しみがあって、個人が作るWebページなどに使いたくなるが、これらのキャラクターについても自由に使えるわけではない。マンガなどからコピーしたものをそのまま使った場合は、明らかな複製なので、無断でできないのは当然だが、自分の手で真似て描くなど、キャラクターをそのまま複写したわけではない場合であっても、他人が見てすぐそのキャラクターだとわかるような場合には、著作権侵害となる。判例としては、バス会社が作者に無断で「サザエさん」の登場人物を観光バスの車体に描いて著作権侵害と判断された例がある。

　２-２　音楽についての著作権侵害

　私はこの著作権侵害の問題の中でも、楽曲の違法ダウンロードやＰＶやライブ映像の無断使用について挙げたいと思う。高速・大容量のインターネット通信の普及を背景に、音楽や映像を自分のパソコンや携帯電話にダウンロードして楽しむ人が増えている。音楽や映像などの作品は、著作権制度によって保護される権利があり、その利用には権利をもつ人の了解を得なければならないことが、「著作権法」で定められている。インターネットで音楽や映像を配信する場合にも、著作権をもつ製作者などに了解を得て、所定の使用料を支払うことが必要となる。このように、適法なインターネット配信事業、CDやレンタルDVDなどの流通による収益が、クリエイターの次の創作を生み出す原資になっている。しかし、近年、著作権者の了解を得ないで、音楽や映像を配信する違法サイトが増えており、違法サイトと知りながら、そこから音楽や映像をダウンロードする利用者も多くなっている。

特に若者を中心として多くの人たちが利用している携帯電話の音楽ダウンロードでは、著作権を侵害して配信する違法サイトからのダウンロード数が、合法的に配信しているサイトからのダウンロード数を超えるほどになっている。

日本レコード協会が平成20年12月（2008年）にまとめた「違法な携帯電話向け音楽配信に関するユーザー利用実態調査」によれば、平成20年（2008年）の違法サイトからの総ダウンロード数は4億曲以上と推計されている。

また、ファイル共有ソフトを用いて、著作権で保護されている音楽や映像のファイルを、製作者など権利をもつ人の了解を得ずに他人がアクセスできるような状態にした場合も著作権の侵害（違法）となるが、こうした違法ファイル共有も増加している。このように、違法サイトや違法ファイル共有から音楽や映画をダウンロードする人が増えることによって、音楽や映像をつくる人たちが本来得るべき収益が断ち切られてしまっている。

このように近年、楽曲の違法ダウンロードなどが問題で音楽業界にも影響が生じている。音楽を違法ダウンロードすると本来は著作権者に支払われるはずの著作権料が発生しなくなる。そうすると楽曲を作る上で必要となる資金も減ってしまうので音楽の創造サイクルが破壊されてしまう恐れがあるのだ。おそらく音楽を無料でダウンロードしたりしている人はそのアーティストや楽曲が好きでダウンロードしているのだろうが、皮肉にもその行為によって好きな音楽の創造サイクルを破壊してしまっている。確かに音楽を無料でダウンロード出来、聴けるというのは魅力的なことではあるが本当に音楽が好きならば多少のお金を支払ってでもちゃんと購入し聞くべきである。そうでないと、今活動しているアーティストも金銭的に活動しにくくなり、これから音楽活動をしたいと考えている者も活動しにくくなってしまう。このように違法ダウンロードなどがこのまま続くと新しい音楽が世に出にくくなってしまう恐れがある。

著作物を利用するには、その著作権者の許諾が必要である。音楽を使用する場合は、その楽曲の作詞家個人、作曲家個人に許諾をとらなければならない。しかし、その手続きには時間と労力がかかる。そこで音楽著作権を集中管理する社団法人 日本音楽著作権協会(JASRAC)を通せば、容易に手続きができる。
　JASRACは日本国内の作詞家、作曲家、音楽出版社から著作権を預かっているほか、外国と著作権管理の契約を結び、内外音楽著作物の演奏権・複製権などに関する著作権の管理を行っている。

３.　著作権侵害の影響

3-1　市場の圧迫

先に挙げたような著作権侵害が発生し続けると、本来得られるはずの著作権利者の利益が得られなくなる。そうなると著作物を生み出す著作者がいずれいなくなってしまうのは明らかである。違法ダウンロードを行っているものはあまりに簡単に出来てしまうので、気軽な気持ちで行ってしまっているかもしれない。しかし、このまま多くの人が著作権を侵害し、違法ダウンロードを続けてしまうといずれ音楽だけではなくすべての著作物の創造サイクルは破壊されてしまうかもしれない。皮肉なことに音楽が好きで音楽を聴きたいがためにしてしまった違法ダウンロードで新しい音楽が聴けなくなってしまうかもしれないのだ。

　この著作権侵害について、今年動画投稿サイト「YOUTUBE」上の動画を無料でダウンロードできるサイト「TUBEFURE（チューブファイア）」が著作権を侵害しているとして、日本レコード協会の加盟会社など３１社が、サイトを運営する「ミュージックゲート」にサービス停止や計約２億３千万円の損害賠償を求めた訴訟が起きている。これに対し、東京地裁で開かれた第１回口頭弁論でミュージックゲート側は請求棄却を求め、争う内容の答弁書を提出した。

　原告側によると、音楽動画のＤＬサービスをめぐる訴訟は初めてだという。このTUBEFUREは平成１９年に開設された。このサイトはインターネット利用者がYOUTUBEを閲覧した際、サイト上のアドレスの一部に「fire」と加えるだけで動画がダウンロード出来るというものである。

　原告側は「ＤＬは著作物の複製にあたり、著作権侵害となるサービスを提供している」などと主張した。ミュージックゲート側は答弁書で「利用者からの求めに応じて提供するサービスにすぎない」などと反論しているという。

レコード会社側は訴訟で「ＤＬは著作権者の許諾を得ない『複製』にあたる」と主張した。TUBEFIREを介して「約１万ファイルが無許諾で複製されていることを確認した」として賠償を求めた。

　チューブファイアの利用停止後、「貧乏人にとってはとても助かるサイトなのに…」や「おすすめの（別のサイト）があったら教えて」などといった内容の書き込みがネット上の質問サイトに相次いで書き込まれたという。TUBEFIREと同種のサービスを提供しているサイトを教えている書き込みもある。訴訟によって、TUBEFIREが利用停止状態となっているにもかかわらずこのような書き込みが行われていることからみても、違法ダウンロードが横行している現状がうかがえると思う。

　日本レコード協会によると、平成２２年にパソコンを使って正規にＤＬされた音楽作品は４億４千万件。これに対しTUBEFIREなどのサイトを介した音楽作品の「不正ダウンロード」は年間約１２億件（推計値）と正規ダウンロードの二倍以上の数に上るとみられている。この数字を見ても、不正ダウンロードがCDの売り上げやレンタル、また楽曲のインターネット配信にマイナスの影響を与えていることが分かる。

　　レコード各社が「チューブファイア」への集団提訴に踏み切った背景には、ＣＤやＤＶＤの売り上げを圧迫している無料ダウンロード（ＤＬ）の広がりに対する業界の危機感がある。チューブファイアはすでにサービスを停止しているが、インターネット上には同種のサイトが乱立し、音楽動画などを無料でＤＬできる状態が続いている。

　また、帝国データバンクが今年ＣＤ販売店チェーン「ＷＡＶＥ」を運営するＷＡＶＥが、自己破産の申請準備に入ったと発表した。ネット配信の拡大、また違法ダウンロードなどによりＣＤ売り上げが落ち込んでいたとみられる。帝国データバンクによると、ＷＡＶＥは１９９３年に設立され、音楽ＣＤやＤＶＤを販売する店舗をピーク時には４０店以上展開していた。しかし近年は市場が縮小し、７月末までに全店舗を閉鎖していた。

この市場の縮小にはインターネット配信の普及なども考えられるが違法ダウンロードが市場に影響を与えているとも考えられると思う。

3-2　現状の著作権制度の問題点

　では、なぜ先に挙げたような著作権侵害が起きてしまうのか。現状の著作権制度の問題点を考えていきたい。

　現在の著作権制度が抱える問題は大きく分けて

①規制対象が広すぎる（広がりすぎた）

②法律を守るためのコストが高すぎる

③現状の技術環境に合っていない

の三つが挙げられると思う。

　まず、一つ目の規制対象の広がりについては、規制対象の多様化がある。まず分野の多様化だが、著作権が保護する物の分野は様々なものである。例えば、音楽、小説、映画、データベース、科学論文などだ。また、権利者の多様化という問題もある。誰でも簡単に自分の著作物を大衆に公開できるようになったことで著作権の権利者も多様化した。

　次にコストの増加である。これは、規制対象の増加も大きく関係してくることである。規制対象、つまり著作権に関係する人の増加に伴いコストも増えていっているのだ。また、著作権に関係する人が増えることによって著作権で守られる対象となる作品の数も増えていっていることとなる。

インターネットの発達により、著作物の公衆送信等が容易・安価になった。その結果、流通・利用される著作物の数の増加、利用者の増加、利用行為の増加、複数権利者著作物の増加などの現象が起きている。その利用者の多くは資力の小さい一般ユーザーである。その結果、相対的に、著作物の権利処理費用の上昇が発生し費用倒れとなる著作物利用の増加などにつながる。

　最後に現代の技術環境に合っていないということだが、近年急速な技術の発展とともに

複製がどんどん容易になっていっている。その技術の進歩に今の著作権では抑止力になりえていないといえる。確かに裁判になった事例もあるが今も違法ダウンロードができるサイトなどが乱立していることから見れば、十分なものではないといえる。

このように、現行の著作権にはいくつかの問題点があると思う。そこで、これ以上違法ダウンロードなどの著作権侵害が起きないための政策を私なりに提言してみたいと思う。

* + 1. まとめ

前章でも見てきたように、違法ダウンロードなどによって著作権はないがしろにされアーティストの収入減少などにつながっている。アーティストもポスターやCMなどで呼びかけてはいるがそれだけでは著作権侵害問題は解決しないだろう。

著作物を複製・コピーする行為はとても簡単にできるようになった。インターネットにつなげば違法ダウンロードの仕方を教えるサイトもすぐに見つかるような今の状態では自分が著作権侵害をしているという罪の意識も低下してしまうだろう。なので、著作権侵害は犯罪であるということ、自分たちの行っている行為によって音楽の市場を圧迫してしまっていることなどをもっとアピールすべきだと思う。たとえば、動画サイトに広告のような形で掲載させてもらうなどである。

また、罰則の強化も必要ではないかと思う。著作権侵害によって裁判が起きたことをTVで見かけることはあまりない。今の状態では違法ダウンロードをしている人すべてを取り締まることはあまりに数が多く難しいだろう。なので、罰則を強化し社会的に広く知られるように発表すれば著作権を侵害した場合どうなってしまうのか、そのデメリットの大きさも著作権侵害に対する抑止力になるのではないかと思う。

著作権侵害を減らすためには上記の二つが必要ではないかと思う。また、著作権法が現代の技術に追い付いていないと思うので法の改正も必要だと思う。また、これからも技術は進化していくのでそれに応じて著作権法を改正していくことが必要だろう。

好きなアーティストの曲を無料で聴ければ誰でもそうしたくなるのは当然のことかもしれない。しかし、そのような考えの人ばかりになってしまったら困るのは自分の好きなアーティストである。さらに、その影響で新しい音楽が供給されなくなれば困るのは自分自身である。技術が進歩した今の時代こそ一人一人の意識を高めなくてはいけないと思った。

参考文献

「概説著作権法」　斉藤博・吉田大輔著　ミネルバ書房

「誰でもわかる著作権法」　岡本薫著　全日本社会教育連合会

「著作権ハンドブック」　著作権法令研究会編著　社団法人 著作権情報センター

「著作権法 第３版」　斉藤博著 有斐閣